

日本のがん登録をめぐる足跡

- 1951 年 ・わが国初の地域がん登録が宮城県内で開始
- 1954 年 ・日本で初めて地域がん罹患率が報告される
- 1957 年～59 年** ・**広島市（1957 年）と長崎市（1958 年）の医師会が原爆傷害調査委員会（現、公益財団法人放射線影響研究所）の協力を得て腫瘍登録を開始**
- 1960 年代 ・1962 年、**大阪府と愛知県**で地域がん登録が開始
- 1970 年代 ・神奈川県（1970 年）、鳥取県（1971 年）、北海道（1972 年）、高知県（1973 年）、山形県（1974 年）、千葉県（1975 年）で地域がん登録が開始
- 1975 年** ・**厚生労働省の支援を受けて地域がん登録研究班が発足**
- 1979 年 ・国の第 4 次悪性新生物実態調査で初めて地域のがん 3 年生存率が公表される（13 道府県）
- 1983 年** ・老人保健法公布に伴う、国庫補助の開始
（それまで 14 道府県で実施されていた地域がん登録制度が多くの自治体に急速に広がる）
- 1984 年 ・第 8 回国際がん登録学会が福岡市で開催される
- 1989 年 ・国の第 5 次悪性新生物実態調査に 1 道 1 府 14 県 2 市のがん登録が参加
- 1992 年** ・**地域がん登録全国協議会（JACR）が大阪で発足**
- 1995 年 ・JACR モノグラフが創刊される（以後年 1 回刊行）
- 1996 年 ・地域がん登録研究班が「がん登録個人情報保護」ガイドラインを発表
- 1998 年 ・補助金の一般財源化がん登録は、都道府県の自主性に委ねられる
- 2002 年 8 月** ・**健康増進法公布 がん登録を国及び地方公共団体の努力義務と規定**
- 2004 年 4 月 ・第 3 次対がん 10 か年総合戦略が始まる。「がん予防対策のためのがん罹患・死亡動向の実態把握の研究」班（祖父江班長）による 15 府県に対しての支援体制が開始
- 2005 年 9 月 ・JACR が「地域がん登録における機密保持に関するガイドライン」を刊行する（大島明理事長）
- 2006 年 6 月** ・**がん対策基本法公布**
- 2006 年 10 月 ・国立がんセンターがん対策情報センターがん情報・統計部地域がん登録室の開設
- 2007 年 4 月 ・がん対策推進協議会が発足 がん対策推進基本計画が公表される
・ がん対策基本法の理念に基づきがん診療連携拠点病院の指定が開始
（これによりがん罹患の届出件数が全国的に急増する）
- 2010 年 1 月 ・JACR が NPO 法人となる
- 2010 年 10 月** ・**第 32 回国際がん登録学会（横浜市）を、国立がん研究センターと JACR が共催する**

- 2012 年
- ・がん対策推進協議会にて次期がん対策推進基本計画が策定され、がん登録の更なる推進が明記される
 - ・JACR ががん登録の法制化を要望する意見書を厚労大臣へ提出
 - ・宮崎県と東京都を最後に、全国 47 都道府県で地域がん登録事業が実施される体制に
 - ・国際がん研究機関（IARC、リヨン）が発刊する、「5 大陸のがん罹患」第 10 卷に、宮城、新潟、福井、愛知、大阪、広島、佐賀、長崎のデータが掲載。宮城は、第 1 刊から連続 10 回の掲載となる。
- 2013 年
- 12 月 6 日
- 2015 年
- 2016 年 1 月
- 2016 年 6 月
- 2016 年 9 月
- 2016 年 10 月
- 2017 年 6 月
- 2018 年 1 月
- 2018 年 11 月
- 2019 年 1 月
- 2019 年 5 月
- ・「がん登録推進法」が成立
- ・JACR が安全管理措置モニタリング事業を開始
- ・「がん登録推進法」が施行。地域がん登録は国の事業となる。
- ・地域がん登録全国協議会は日本がん登録協議会と改名。
- ・JACR が朝日がん大賞を受賞
- ・JACR は国立がんセンターからの受託業務として、都道府県のがん中央登録室・職員を対象とした安全管理措置モニタリング事業を開始
- ・全国がん患者連合会と JACR が J-CIP プロジェクト協定書を締結
- ・日本からは宮城、秋田、山形、栃木、群馬、茨城、神奈川、新潟、福井、山梨、愛知、大阪、兵庫、広島、愛媛、佐賀の 16 府県が参加した、CONCORD-3 の結果の論文が LANCET に掲載
- ・JACR が認定 NPO 法人となる
- ・がん登録推進法に基づく初めての集計値が厚労省から公表される
- ・病院等関連団体正会員、個人正会員の会員種別の追加